

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宇部市

### 2 構造改革特別区域の名称

宇部市障害児(者)支援小規模多機能サービス特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

宇部市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 宇部市の障害者施策の状況

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、同法第88条では市町村に障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画の策定を義務付けていることから、本市では、平成19年4月に「宇部市障害福祉計画」を策定し、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、身近な地域におけるサービス拠点づくりを基本とし、障害福祉サービスの質的・量的な充実に努めてきたところである。

その結果、障害福祉サービスの利用は大幅に増加し、本市の障害福祉費決算額は、障害者自立支援法施行前の平成15年度が1,583,547千円に対し、平成20年度が2,142,906千円であり、概ね35%増加している。

しかしながら、平成20年度に第2期障害福祉計画を策定する際に、本市で実施した「障害児にかかる福祉サービスについてのアンケート」調査によれば、利用した日中活動サービス量の充足度については、「少し足りない」が32%、「全く足りない」が7%であり、約4割の人が、サービス量が希望どおりのものでなかったとしている。

更に、児童デイサービスの利用希望日数と実際の利用日数を比較してみると、1か月当たり21～25日の利用を希望する人が30%近くあったにも関わらず、実際に希望どおり利用できた人は、10%であり、利用ニーズに対応できるだけのサービス供給量がまだ整備されていないことがわかった。

また、障害児の短期入所に関しても、現在、受け入れ可能施設が限られており、保護者にとっては、緊急時の利用確保の見込みがたたないことから、不安感を抱いている。

○ 宇部市内の児童デイサービス事業所の状況

(平成22年4月1日現在)

	箇所数	定員数
児童デイサービス事業所	4箇所	40人

○ 宇部市内の障害児を対象とした短期入所可能事業所の状況

(平成22年4月1日現在)

	箇所数	定員数
障害児の短期入所可能施設	4箇所	18人

(2) 宇部市における小規模多機能型居宅介護事業所の整備状況

本市では、第3期介護保険事業計画期間中に2事業所を選定し、東部圏域に1事業所(平成21年3月)中部圏域に1事業所(平成22年1月)がそれぞれ運営を開始している。

第4期介護保険事業計画では、事業所の無い北部圏域と西部圏域に、それぞれ1事業所を選定するとともに、人口の多い中部圏域にも1事業所を追加で募集することとしている。中部圏域は既に事業者が決定しており、平成23年4月の運営開始を目指している。

本市では、高齢者が住み慣れた地域で、出来るだけ継続して生活できることを支援する事業形態として、高齢者の個々の状況に応じて「訪問」・「通い」・「泊まり」を柔軟に組合すことのできる小規模多機能型居宅介護事業所は、今後の超高齢化社会を向かえるうえで重要な介護サービス体系と考えており、第5期介護保険事業計画においても整備を着実に進めていきたいと考えている。

(3) 障害児(者)支援小規模多機能サービスの必要性

本市では、子どもから高齢者まで、障害の有無に関わらず、安心して利用することのできる地域福祉の拠点を市内各所に整備し、住民共助の福祉サービスを提供する「ご近所福祉」づくりに取り組んでいるところである。

現在、市内には地域コミュニティの基礎となる24小学校区があるが、各校区内にご近所福祉の拠点を計画的に整備していくため、平成22年3月に策定された第4次宇部市総合計画前期実行計画の中で取り組む事業として、目標数値を示して計画的に進めている。

小規模多機能型居宅介護事業所は、身近な地域の中で、訪問・通い・宿泊のサービスを一体的に提供できることから、本市のご近所福祉の理念にも合致するものであるとともに、今後小規模多機能居宅介護事業所の機能を活用して、障害児(者)に対しサービスを提供していくことは、障害児(者)のサービスの地域偏在を解消し、必要

なサービスが身近なところで受けられることとなり、障害福祉サービスの充実及びご近所福祉づくりのより一層の推進が図られることとなる。

よって、本市において特定事業934（指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業）を実施し、指定小規模多機能型居宅介護事業所に当該特例措置を適用して、障害児（者）を含めサービスを提供していくことは、非常に有効な施策であると考えられる。

#### （４）宇部市高齢者福祉計画、構造改革特別区域計画の範囲である宇部市の特性

宇部市高齢者福祉計画の範囲である宇部市の人口(表1)と構造改革特別区域計画の範囲である障害者手帳保持者数（表2）は、次のとおりである。

これをみてもわかるとおり、少子高齢化、人口の減少傾向が続く中であって、障害者の数は一貫して増加傾向にあるものの、「（１）宇部市の障害者施策の状況」のとおり、サービス量は十分な状況とはいえないものであり、身近な地域で障害福祉サービスの利用を希望する本人や家族の希望に十分対応できていない状況にある。

（表1） 人口の将来推計 （平成21年10月1日現在）

（単位：人、％）

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	176,178	175,252	174,323	173,109	171,895	170,681	169,469
高齢者人口	43,788	44,607	45,431	46,671	47,911	49,151	50,391
高齢化率	24.9%	25.5%	26.1%	27.0%	27.9%	28.8%	29.7%
75歳以上	22,006	22,662	23,321	23,700	24,079	24,458	24,837
〃率	12.5%	12.9%	13.4%	13.7%	14.0%	14.3%	14.7%

（表2） 障害者手帳保持者 （平成22年4月1日現在）

手帳所持者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
合計	7,224人	1,222人	852人
18歳以上（内訳）	7,035人	980人	840人
18歳未満（内訳）	189人	242人	12人

#### 5 構造改革特別区域計画の意義

障害者自立支援法の施行により、障害児(者)へのサービスは充実が図られてきたところであるが、高齢者を対象としたサービスに比べると、まだ量的整備が遅れており、場所も偏が見られる。このようなことから、「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業」を実施することにより、以下のとおり、意義をもつもの

である。

- (1) 障害児(者)が、住み慣れた地域にある指定小規模多機能型居宅介護事業所で、サービスを受けることが可能となる。
- (2) 障害児(者)の保護者にとって、身近な地域でサービスを利用するため、送迎の負担が軽減される。
- (3) 全体的にサービス量が不足している障害児(者)にとっては、選択肢が広がるとともに、保護者の負担軽減につながる。
- (4) 高齢者と障害児(者)の施設の同時利用が可能となり、社会資源の有効活用につながる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本構造改革特別区域計画の目標は次のとおりとする。

- (1) 児童デイサービスや短期入所サービスの提供体制を整え、障害児(者)が安心して生活できる地域社会をつくる。
- (2) 障害児(者)と高齢者が小規模多機能型居宅介護事業所において交流・相互支援することにより地域での障害者に対する理解を深め、住民共助意識の醸成を図る。
- (3) 障害児(者)の施設や病院での生活から地域生活への移行を促進する。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 経済的効果

#### ① 本人及びその家族の負担の軽減

身近な地域の事業所を利用することができるため、事業所による送迎が短縮化されることになり、障害児(者)の利用者負担額の軽減が図れる。送迎の利用者負担額は1回54円であるため、月20回利用した場合2,160円の負担軽減となる。

#### ② 事業者の顧客層の拡大

小規模多機能型居宅介護事業所は、特例措置の適用を受けた場合、高齢者に加え、新たに障害児(者)を対象とすることになり、例えば児童デイサービスで1人を月20日受入れた場合、137,800円の収入の増加となるなど、経営の更なる安定化及び施設スタッフなど雇用の増加が見込まれる。

#### ③ 家族の就労機会の増加と時間の延長

身近な地域での利用であることから、送迎時間が短縮され、就労している家族の就労時間の延長や就労を希望する家族には就労機会の増大を図ることができる。

### (2) 社会的効果

#### ① ご近所福祉の形成

身近な地域の中で、障害児（者）サービスが充実するとともに、高齢者と障害者が相互に助け合う共助の精神が生まれ、地域住民との関わりも深まることから、小規模多機能型居宅介護事業所を中心とした新たな支え合い「ご近所福祉」の姿が形成されるものと期待される。

## ② 家族の安心感

短期入所サービスは、家族にとっては必要なときにサービスが受けられるかが一番の不安であり、希望する施設が満床で利用できなければ、遠方の施設に依頼せざるをえないこともある。身近な地域で利用できることは、家族の安心につながる。

## 8 特定事業の名称

### 9 3 4 「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業」

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 障害児(者)施設等における講習・研修会の開催

指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員に対して、障害福祉における総合的専門的な講習・研修会を開催し、担当職員の知識・技能の向上を図るとともに、障害に関する事業者についての理解の推進を図る。

### (2) 障害児(者)の個別支援計画の策定

指定小規模多機能型居宅介護事業所に受け入れる障害児(者)ごとに個別支援計画を策定させ、適切かつ円滑な運営の推進を図る。

なお、個別支援計画を策定する者に対しては、上記(1)の講習・研修会とともに、事前に「サービス管理責任者研修事業の実施について」(平成18年8月30日障発0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別添「サービス管理責任者研修」標準カリキュラムにおける「2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義」及び「3 サービス提供プロセスの管理に関する演習」に相当する研修を受講させ、障害者支援に関する知識を習得させる。

なお、今後、本事業が全国展開を行った場合に発生する弊害等に係る評価等が年度内に適切にできるような体制を構築する。

### (3) ご近所福祉活動推進事業

市民が身近な地域で、安心して生活できる地域社会の構築を推進するために、子供から高齢者まで、障害の有無にかかわらず、住民互助と公共の多様な共生型福祉サービスを展開することを目的とする地域福祉拠点「ご近所福祉」を11箇

所整備する予定である。

この「ご近所福祉」の自由な発想、企画を取り入れるため、市民が自主的に設立したボランティア活動を目的とする団体、社会福祉法人、その他の法人、任意団体等から広く企画提案を募集することとし、宇部市ご近所福祉認定選考委員会で選定後事業採択を行い、提案事業を実施する。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

934 「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業」

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の指定小規模多機能型居宅介護事業所

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業の内容

構造改革特別区域内の指定小規模多機能型居宅介護事業所で、登録定員および利用定員の枠内で、かつ、本来の利用対象者のサービス利用に影響のない範囲内で、障害児(者)を受け入れ、サービスを提供した場合に、障害者自立支援法に基づく給付費を支給するもの。

#### (2) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

	名称	住所	概要
1	(有)レナール企画	宇部市昭和町一丁目9番30号	建物名称 日々草 事業開始 平成22年1月
2	(有)ミセスヘルパー	宇部市西岐波5224番地3	建物名称 喜楽苑 事業開始 平成21年3月

#### (3) 事業用建物完成後本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

	名称	住所	概要
1	社会福祉法人 神原苑	宇部市神原町二丁目1番22号	竣工予定 平成23年3月

## 5 当該規制の特例措置の内容

### (1) 規制の特例措置の必要性

本市は、本州西端の山口県の南西部に位置し、西は山陽小野田市、東は山口市に隣接し、平成16年11月に厚狭郡楠町と合併を行い、現在人口17万4千人、面積287,71㎡であり、人口規模から見ると比較的広域な面積を有している。

しかしながら、少子高齢化、人口減少が続く中であって障害者は一貫して増加傾向にあり、障害者自立支援法の施行により障害児(者)へのサービスの充実が図られてきたものの、まだ利用者ニーズに対応できるだけのサービス供給量の不足、広域な地域と人口の偏在によるサービスの偏在が問題となっている。

今回の計画により市内全域に計画的に整備することとしている指定小規模多機能型居宅介護事業所へ障害児(者)を入所させることが可能となることで、これらの問題解消の一助となり、今後地域住民との理解も深まり、高齢者、障害児(者)が共に安心して生活していける地域福祉の拠点になるものと期待される。

### (2) 要件適合性を認めた根拠

- ①指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿泊サービスの利用定員についても、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数がそれぞれ15人、9人を超えないこと。

	(有)レナール企画	(有)ミセスヘルパー	社会福祉法人 神原苑(予定)
登録定員	25人	25人	25人
通いサービスの利用定員	15人	15人	15人
宿泊サービスの利用定員	9人	9人	9人

②居間及び食堂の合計面積は、3㎡に通いサービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

	(有)レナール企画	(有)ミセスヘルパー	社会福祉法人 神原苑(予定)
居間及び食堂の合計面積	85.42㎡	71.68㎡	51㎡
基準上の必要面積	45㎡ (3㎡×15人)	45㎡ (3㎡×15人)	45㎡ (3㎡×15人)

③一つの宿泊室の床面積は7.43㎡以上とし、個室以外の宿泊室を設ける場合は、7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

	(有)レナール企画	(有)ミセスヘルパー	社会福祉法人 神原苑
個室の数	3室	9室	9室
各個室の床面積	9.08㎡ 9.75㎡ 10.09㎡	8.50㎡(1室) 9.72㎡(7室) 11.34㎡(1室)	7.50㎡(2室) 9.00㎡(3室) 10.50㎡(4室)
個室以外の宿泊室の面積	51.65㎡	0㎡	0㎡
個室以外の基準上必要面積	44.58㎡ 7.43㎡×(9人-3人)		

④指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合計数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たな職員を確保すること。

●通いサービス利用定員 15名の施設

(有)レナール企画

	介護従事者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤 (人)	3人	3人	1人			1人
非常勤 (人)	13人					
常勤換算後の 人数 (人)	8人		/		/	
基準上の必要 人数 (人)	6人		1人		1人	
適 否	適		適		適	

(有)ミセスヘルパー

	介護従事者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤 (人)	4人	5人				1人
非常勤 (人)	3人	2人	1人			
常勤換算後の 人数 (人)	8人		/		/	
基準上の必要 人数 (人)	6人		1人		1人	
適 否	適		適		適	

社会福祉法人 神原苑(予定)

	介護従事者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤 (人)	5人	1人		1人		1人
非常勤 (人)	8人					
常勤換算後の 人数 (人)	11. 1人		/		/	
基準上の必要 人数 (人)	6人		1人		1人	
適 否	未定		未定		未定	